

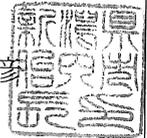
胎内市 公告第 2 号

胎内地区において、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定による地域計画を変更するので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の変更案に関して、利害関係人は令和 8 年 3 月 13 日（注：縦覧期間満了の日）までに市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 27 日

胎内市長 井畑 明彦



1 縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町 2 番 10 号）
胎内市ホームページ

2 縦覧期間

自 令和 8 年 2 月 27 日から
至 令和 8 年 3 月 13 日まで

3 意見の提出

意見の提出に当たっては、地域計画の変更案の縦覧場所に備え付けの「胎内地区地域計画の変更案に対する意見書の提出について」によること。